

道路交通法で定める 自動車の使用者の義務

▶ ～道路交通法抜粋要約～

道路交通法を遵守させる義務 【第74条第1項】

車両等の使用者は、その者の業務に関し車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者等その他車両等の運行を直接管理する地位にある者に、道路交通法に規定する安全運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。

安全運転管理者の選任義務 【第74条の3第1項】

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから安全運転管理者を選任しなければならない。

違反行為の下命・容認の禁止 【第75条第1項】

自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次のいずれかの行為をすることを命じ、又は容認してはならない。

- ・無免許運転
- ・最高速度違反
- ・酒酔い・酒気帯び運転
- ・麻薬等運転、過労運転
- ・無資格運転
- ・積載制限違反
- ・放置駐車違反

速度等に関する事項を遵守させる義務 【第74条第2項】

車両の使用者は、車両の運転者に、運転するに当たって車両の速度、駐車・積載、運転者の心身の状態に関しこの法律に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。